5.施策評価制度と事務事業評価制度の関係について

4.においては、練馬区の施策評価制度に注目して、その課題や問題点の整理と対応の方向性を検討した。ここでは、練馬区の行政評価制度を構成するもう1つの重要な制度である「事務事業評価制度」に検討の視点を移す。ただし、以下に述べるように、事務事業評価制度のみを単独で検討するというアプローチではなく、事務事業評価と施策評価制度との関係に注目することにより、事務事業評価の課題や問題点を明らかにする。

5.1 本委員会における事務事業評価制度の取り扱い

本委員会の3つの役割のうち、役割1・役割2を通じて施策評価制度を主な検討対象としてきたことから、役割3においても、施策評価制度を中心として検討を行った。一方、事務事業評価制度については、施策評価の内容を検討する際に、施策に関連する事務事業評価の結果を参照するという形で触れたに留まった。そこで、事務事業評価制度については、施策評価制度との関係性に焦点を絞り、問題点の把握と対応の方向性に関する提案を行うこととする。

5.2 施策評価との関係からみた事務事業評価の問題点

(1)評価対象について

平成 16 年度は、平成 15 年度に実施した事務事業(約 1,200 件)のうち、「除外事業」を除く全事務事業(898 事務事業)を対象として評価が実施された。「除外事業」とは、過年度に活動実績のないもの、庶務事務、補助金交付事務、連絡調整事務、計画等策定事務、企画立案事務である。これらの事務事業を評価対象から除外することは、概ね妥当な運用である。

ただし、現行の施策体系の中には、補助金交付事務を重要な政策手段としている施策が存在する。補助金について現時点で利用可能な情報としては、平成 14 年度に実施した「補助金チェックリスト」による評価結果が存在するに過ぎず、一部の施策においては、その有力な手段である補助金交付事務の実態を把握することに困難が生じている。このことから、補助金交付事務については、それが施策の重要な政策手段となっている場合には、特例として事務事業評価の対象とするなどの措置が必要であろう。

(2)施策評価結果と事務事業評価結果の整合性について

平成 16 年度の施策評価結果と事務事業評価結果を対比したところ、施策の評価結果と施策に関連する個々の事務事業評価の結果が整合していない事例が散見された。例えば、施策を構成する個々の事務事業は全般的に高い評価を得ているにもかかわらず、施策自体は極めて低い評価に留まっている場合があった。

施策レベルの評価と事務事業レベルの評価とは、評価の視点に違いがあることから、施策評価結果と事務事業評価結果が完全に一致する必然性はない。しかし、常識的な感覚として、両者の結果にあまりに大きな隔たりがある場合には、施策評価、事務事業評価、あるいは両者に何らかの問題があると考えることは自然であろう。

一方、平成 16 年度の施策評価においては、施策の成果指標が大きく入れ替わったために、成果指標を用いて施策の成果を評価することができない施策が数多くみられた。成果指標による評価が困難な場合には、指標以外のさまざまな情報を駆使して施策を評価せざるを得ない。その際には、施策に関係す

る事務事業の評価結果を参考とすることも可能である。

具体的には、関心の対象である施策について、施策の「目指す状態」と、施策の手段として位置づけられている事務事業との関係を図示して整理する。これは「ロジック・モデル」と呼ばれるものであり、個々の事務事業がどのように関連しあって、最終的に施策の目指す成果に結びついていくかという経路を模式的に示したものである。

このようなロジック・モデルを作成すれば、施策の成果指標のデータを得られない場合であっても、 施策を構成する個々の事務事業の評価結果を参考にすることにより、施策全体として望ましい方向に進 んでいるのか、施策のどの部分に問題が発生しているのかといった点について、大まかな感触を得るこ とができる。ロジック・モデルによって得られる知見が施策評価を完全に代替することは難しいとして も、成果指標の利用に制約がある場合には、施策全体の状態を大まかに把握し、問題の所在についての 土地勘をいち早く得るためには、このような手法は有効であろう。

もちろん、成果指標が適切に設定されている場合であっても、ロジック・モデルは施策評価において 有用な示唆や情報を与えてくれるものである。練馬区の行政評価実施要領においても、施策評価の際に ロジック・モデルを用いて分析を行うことを推奨している。

(3)施策評価結果の改革・改善案の反映について

事務事業評価表には、「施策評価の改革・改善案」を記入することができる欄が設けられている。しかし、前年度に施策評価を実施していない場合には、「施策評価による改革・改善策の有無」について一律で「無し」の欄に印を付け、施策評価の改革・改善案は記載されない仕組みとなっている。言うまでもなく、施策評価の改革・改善案は、次の改革・改善案が示されるまでの2年間は有効であり、どの年度においても、最近時の施策の改革・改善案を記載するようにすべきであろう。

また、事務事業評価表の「改革・改善案」の欄には、「施策評価の改革・改善案」と「事務事業評価の改革・改善案」を明確に区別せずに記入するようになっているが、両者を区別して記入できるように評価表を改めることが望ましい。